

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月11日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第46号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年墨田区条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「売春防止法（昭和31年法律第118号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第4条第1項第1号に規定する業務に従事した職員に支給することとなった福祉現業手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。